



発行 東京都

43

目次

告示

○令和5年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳の登録(二十三件)………(主税局千代田都税事務所固定資産税課・中央都税事務所固定資産税課・港都税事務所固定資産税課・新宿都税事務所固定資産税課・文京都税事務所固定資産税課・台東都税事務所固定資産税課・墨田都税事務所固定資産税課・江東都税事務所固定資産税課・品川都税事務所固定資産税課・目黒都税事務所固定資産税課・大田都税事務所固定資産税課・世田谷都税事務所固定資産税課・渋谷都税事務所固定資産税課・中野都税事務所固定資産税課・杉並都税事務所固定資産税課・北都税事務所固定資産税課・荒川都税事務所固定資産税課・板橋都税事務所固定資産税課・練馬都税事務所固定資産税課・足立都税事務所固定資産税課・葛飾都税事務所固定資産税課・江戸川都税事務所固定資産税課)………

告示

●東京都告示第五百二十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付で決定

した令和5年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

の規定により告示する。

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都千代田都税事務所長

三浦仁

●東京都告示第五百二十九号
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十一条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付で決定した令和5年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都中央都税事務所長

栗原哲治

●東京都告示第五百三十二号
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十一条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付で決定した令和5年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都文京都都税事務所長

大隈雅英

●東京都告示第五百三十号
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十一条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付で決定した令和5年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都港都税事務所長

原島幸男

●東京都告示第五百三十三号
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十一条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付で決定した令和5年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都台東都税事務所長

小幡裕子

第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付で決定した令和5年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都新宿都税事務所長

池田美英

●東京都告示第五百三十一号
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十一条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付で決定した令和5年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都新宿都税事務所長

原島幸男

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

● 東京都告示第五百三十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都墨田都税事務所長

川 嘉 守

令和五年四月三日

東京都目黒都税事務所長

岡 本 晃 治

令和五年四月三日

東京都渋谷都税事務所長

成 瀬 貴 子

令和五年四月三日

東京都大田都税事務所長

成 瀬 貴 子

令和五年四月三日

東京都中野都税事務所長

白 石 真 一

令和五年四月三日

東京都中野都税事務所長

白 石 真 一

東京都品川都税事務所長

平 林 宣 広

令和五年四月三日

東京都世田谷都税事務所長

福 留 敬 一

条第二項の規定により告示する。

● 東京都告示第五百三十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都墨田都税事務所長

川 嘉 守

令和五年四月三日

東京都目黒都税事務所長

岡 本 晃 治

令和五年四月三日

東京都渋谷都税事務所長

成 瀬 貴 子

令和五年四月三日

東京都大田都税事務所長

成 瀬 貴 子

令和五年四月三日

東京都中野都税事務所長

白 石 真 一

● 東京都告示第五百四十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都墨田都税事務所長

川 嘉 守

令和五年四月三日

東京都目黒都税事務所長

岡 本 晃 治

令和五年四月三日

東京都渋谷都税事務所長

成 瀬 貴 子

令和五年四月三日

東京都大田都税事務所長

成 瀬 貴 子

令和五年四月三日

東京都中野都税事務所長

白 石 真 一

● 東京都告示第五百四十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都墨田都税事務所長

川 嘉 守

令和五年四月三日

東京都目黒都税事務所長

岡 本 晃 治

令和五年四月三日

東京都渋谷都税事務所長

成 瀬 貴 子

令和五年四月三日

東京都大田都税事務所長

成 瀬 貴 子

令和五年四月三日

東京都中野都税事務所長

白 石 真 一

● 東京都告示第五百四十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都墨田都税事務所長

川 嘉 守

令和五年四月三日

東京都目黒都税事務所長

岡 本 晃 治

令和五年四月三日

東京都渋谷都税事務所長

成 瀬 貴 子

令和五年四月三日

東京都大田都税事務所長

成 瀬 貴 子

令和五年四月三日

東京都中野都税事務所長

白 石 真 一

● 東京都告示第五百三十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

● 東京都告示第五百三十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定した令和五年度の固定資产の価格等を、同法第四百十一条

第一項の規定により固定資产課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

● 東京都告示第五百四十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定した令和五年度の固定資产の価格等を、同法第四百十一条

第一項の規定により固定資产課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

● 東京都告示第五百四十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定した令和五年度の固定資产の価格等を、同法第四百十一条

第一項の規定により固定資产課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都杉並都税事務所長

安藤敏朗

●東京都告示第五百四十三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日
東京都荒川都税事務所長
石原健

●東京都告示第五百四十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日
東京都豊島都税事務所長
小野隆

●東京都告示第五百四十四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日
東京都板橋都税事務所長
波田健二

●東京都告示第五百四十七号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都北都税事務所長

川嶋智尚

●東京都告示第五百四十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日
東京都練馬都税事務所長
奥田知子

東京都練馬都税事務所長
奥田知子

●東京都告示第五百四十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日
東京都足立都税事務所長
小笠原裕之

●東京都告示第五百四十九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日
東京都葛飾都税事務所長
織田博

●東京都告示第五百五十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日付けで決定した令和五年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都北都税事務所長

川嶋智尚

条第二項の規定により告示する。

令和五年四月三日

東京都江戸川都税事務所長

有賀照雄

発行 東京都
電話 ○三(五三二二)一一一一代
郵便番号 163-8001
定価 本号
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
電話 ○三(三八一二)五二〇一一代
郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクルができます。